

札幌市自立支援協議会白石区地域部会 規程 新旧対照表

旧規程	新規定
<p>(目的) 第1条 (略)</p> <p>(活動) 第2条 (略)</p> <p>(部会の設置) 第3条 1 白石区部会は、前条の活動を実行していくため、次の部会をおくこととする (1) 研修部会 (2) 広報部会 (3) 子ども部会 2 部会は、提案者が部会設置の目的及び活動内容を説明し、前条の3 (1) ②の規定に従い決定され、設置されるものとする。</p> <p>(委員) 第4条 (略)</p> <p>(運営部会) 第5条 1 運営部会は、会長、副会長、相談支援事業所及び白石区保健福祉課、白石区社会福祉協議会、部会各部会長で構成する。 2 (略)</p> <p>(庶務) 第6条 1 (略) 2 部会の庶務は、白石区保健福祉課が行うこととする。</p> <p>(報告) 第7条 (略)</p> <p>(委任事項) 第8条 この規程に定めるもののほか、白石区地域部会の運営に関して必要な事項は、委員協議のうえ定めるものとする。</p> <p>附 則 この規定は、平成22年5月 1日から施行する。 この規定は、平成23年9月26日から施行する。 この規定は、平成26年9月22日から施行する。</p>	<p>(目的) 第1条 (略)</p> <p>(活動) 第2条 (略)</p> <p>(<u>専門部会</u>の設置) 第3条 1 白石区部会は、前条の活動を実行していくため、<u>必要に応じて専門部会を設置する。</u> <u>2 専門部会は、提案者が部会設置の目的及び活動内容を説明し、定例会で決定され、設置されるものとする。</u></p> <p>(委員) 第4条 (略)</p> <p>(運営部会) 第5条 (略) 1 運営部会は、会長、副会長、相談支援事業所及び白石区保健福祉課、白石区社会福祉協議会、<u>専門部会</u>各部会長で構成する。 2 (略)</p> <p>(庶務) 第6条 1 (略) 2 <u>白石区</u>部会の庶務は、白石区保健福祉課が行うこととする。</p> <p>(報告) 第7条 (略)</p> <p>(委任事項) 第8条 この規程に定めるもののほか、白石区部会の運営に関して必要な事項は、委員協議のうえ定めるものとする。</p> <p>附 則 この規定は、平成22年5月 1日から施行する。 この規定は、平成23年9月26日から施行する。 この規定は、平成26年9月22日から施行する。 <u>この規定は、平成29年4月1日から施行する。</u></p>